

ブロック塀除去と生け垣設置の助成制度

総務課

町では、地震時のブロック塀の倒壊による事故を防止するとともに、町内の緑化を推進するため、道路に面したブロック塀を取り壊したり、新しく生け垣を造られる方に助成を行っています。

	ブロック塀などの除去	生け垣の設置
条 件	個人の住宅および事業所の敷地内に設置されたブロック塀などで道路に面した部分 ・地盤高0.65m以下の高さまで除去	個人の住宅および事業所の敷地内で道路に面した部分 ・高さ0.65m以上、幅0.20m以上、延長3.00m以上で、生け垣に適した樹木
補助額	標準事業費 1m当たり 7,800円 補助率 3/10 限度額 100,000円	標準事業費 1m当たり 3,600円 補助率 3/10 限度額 40,000円

【申込・問合せ】総務課

来月で地上アナログ放送が終了します

企画課

7月24日で地上アナログ放送が終了します。アナログテレビをお使いの方は、お早めに次の対応をお願いします。

〈アンテナを設置しているご家庭〉

- ①新しくテレビを買い替える方は、地デジ対応のテレビに買い替える
- ②今のテレビをお使いになる方は、地デジチューナーを付ける

〈ケーブルテレビをご覧になっているご家庭〉

- ③ケーブル事業者にお問い合わせ

【問 合 先】①②総務省地デジコールセンター

☎0570-07-0101

- ③ケーブルテレビ会社(シーシーエヌ)

☎0120-344-893

地デジ詐欺にご注意ください

総務省や公的機関などと称して、地上デジタルテレビ放送受信のための不当な費用請求や勧誘などをする地デジ詐欺が全国各地で発生していますので、ご注意ください。国や自治体、放送局などがお金を請求することは絶対にありません。一人で判断せず、総務省地デジコールセンターまたは岐阜羽島警察署☎387-0110へ連絡してください。

労働保険年度更新の手続きはお早めに

岐阜労働局

労災保険と雇用保険の申告・納付期限は、7月11日までです。

期限直前は窓口が大変混雑することが予想されます。

岐阜労働局と労働基準監督署では、6月1日から申告書の受付を開始していますので、お早めにお出かけください。

なお、手続きはパソコンから行うこともできます。インターネットで電子政府の総合窓口「イーガブ」をご確認ください。

【問 合 先】岐阜労働局労働保険徴収室

☎245-8115

税務署からのお知らせ

東日本大震災により被害を受けられた方へ

東日本大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車税の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、岐阜南税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

また、地方税も、住民税、固定資産税、自動車税などの特例があります。詳しくは、岐阜県または各市町の担当窓口にお問い合わせください。

【問 合 先】岐阜南税務署☎271-7111



守って!電波のルール

電波利用環境保護周知啓発強化期間

6月1日～6月10日

- ◆無線機の使用には免許が必要です。
- ◆外国規格のトランシーバーは国内では使用できません。
- ◆技適マークのついた無線機を使用しましょう。



(技適マーク)

【問 合 先】総務省東海総合通信局

不法無線局の相談

☎052-971-9107

テレビなどの受信障害の相談

☎052-971-9648